市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金

綾部市内での事業活動に充てることを目的とした寄附金で、下記の団体に対する寄附金が対象となります。

令和６年１２月３１日現在

法人又は団体名		住　　所	期　間	その他
1	公益社団法人 京都保健会	京都市中京区西ノ京塚本町 11 番地	平成 25 年 3 月 8 日以降に支出した寄附金	